

日本馬術連盟 馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程

馬術スポーツをクリーンに保つため、また、競技馬のウェルフェアを守るために、馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程を定める。競技に参加する馬は、ドーピング物質および治療用物質の影響下にあってはならず、その責任は馬管理責任者にある。

(目的)

第1条 本規程は、国際馬術連盟（以下、FEI）馬アンチ・ドーピングおよび治療規制規程（以下、FEI-EADCM 規程）の原則に基づき、日本馬術連盟（以下、JEF）が主催または公認する競技会および国民体育大会馬術競技会（以下、JEF 競技会）における馬のアンチ・ドーピングおよび治療規制について定めることを目的とする。本規程に言及されていない事項については、FEI-EADCM 規程の基本理念に則って対処する。

(主催者の義務)

第2条 本規程に基づきアンチ・ドーピングおよび治療規制のための検査（以下、検査）を行うことを JEF が指定した競技会の主催者は、JEF の指示に従って、当該競技会場に、検査に必要な施設を準備・設置しなければならない。

(馬管理責任者の義務および責任)

第3条 JEF 競技会に参加する馬管理責任者は、JEF が実施する検査および検体採取に協力するものとし、何人もこれを拒否または妨害してはならない。

- 2 馬管理責任者は、競技会の期間中、第 6 条 2 項に定める禁止・規制物質および禁止・規制方法をその管理馬に使用してはならない。
- 3 競技会の期間中、馬に対して第 6 条 2 項に定める禁止・規制物質および禁止・規制方法が使用されたことが明らかになったときは、当該馬管理責任者は、その原因が過失または故意の如何にかかわらずその責任を負うものとする。

(検査の実施)

第4条 JEF 獣医委員会（以下、獣医委員会）は、JEF が行うすべての検査を監督する責任を負う。

- 2 JEF が検査の実施を指定した競技会または競技種目に参加するすべての馬は、JEF による検査の対象となり、その検体採取は獣医委員会の指定する獣医師が行う。
- 3 JEF が実施する検査は、検査を行う時点で公示されている JEF 獣医規程に定められた検査手順に則って実施しなければならない。分析結果の有効性を損なうような検査手順からの逸脱があったときは、その検査自体が無効となる。
- 4 JEF が国を代表する人馬を選考するために特に指定して行う検査（選考補助検査）については、本規程を適用しない。

(検査の立案等)

第5条 JEF 獣医委員長は、馬のアンチ・ドーピングおよび治療規制を推進するため、以下の事項について立案する。

- (1) JEF 競技会における競技馬を対象とした検査の実施運営
- (2) 年度毎の検査実施計画（検査対象競技会の選定、検査日程、検査方法、検査 1 回あたりの被検馬数、被検馬の選定方法など）の立案
- (3) 検査分析所および検体輸送業者の選定と調整
- (4) その他、JEF が必要と認める事項

(違反行為の区分)

第6条 ドーピングとは本条 2 項 1 号に定める物質または方法に関する違反の発生を、治療規制違反とは本条 2 項 2 号に定める物質または方法に関する違反の発生をいう。

2 禁止物質・方法および規制物質・方法については、FEI が公表する最新の禁止・規制リスト（以下、リスト）を適用し、以下のとおり区分する。

- (1) 禁止物質または禁止方法（ドーピング目的に使用される物質または方法）
- (2) 治療用規制物質または規制された方法（治療目的に使用される物質または方法）

(違反行為の定義)

第7条 馬管理責任者およびそのサポートスタッフ（オーナー、トレーナー、グルーム、獣医師等）は、リストに示されている物質および方法、禁止物質・方法と治療用規制物質・方法の違いを認識しておく必要がある。以下に該当する場合、規程違反となる。

- (1) 馬から採取した検体中に禁止・規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在。ただし、FEI 規程において許容基準値が定められている物質については、その基準値以下であれば違反行為とはならない。
- (2) 禁止・規制物質の使用または使用の企て
- (3) 受検通告後に、正当な理由なく検体採取を拒否または回避すること
- (4) 検査の施行段階における、不正な操作や改ざんの実行またはその企て
- (5) 禁止物質あるいは禁止方法の所持
- (6) 本規程違反あるいはその企てに係る支援、教唆、隠蔽等あらゆるタイプの共謀

(立証責任および証拠基準)

第8条 JEF は本規程違反があったことを立証する責任を有する。その立証のためには、JEF は合理的かつ客観的な証拠を提出しなければならない。

2 第 7 条 1 号に規定する違反を立証するには、次のいずれか一方を満たしていれば十分であり、それが過誤、不注意、故意のいずれによるものかは問わない。

- (1) 当該馬から採取した A 検体に禁止・規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在し、馬管理責任者が B 検体の分析を放棄した場合
- (2) B 検体の分析が行われ、その結果、A 検体から検出された物質あるいはその代謝物またはマーカの存在が確認された場合

(検査方法・手順に対する反論)

第9条 検査方法・手順の不備を争点とした反論については、以下のとおりとする。

- (1) 馬管理責任者は、検体の採取、搬送、検査所における保管と分析などの一連の検査手順に不備があったことを立証することができれば、その嫌疑に反論することができる。
- (2) 馬管理責任者が検査手順における不備を示して反論した場合、JEF はそれら一連の手順における不備が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことを立証する責任を負う。
- (3) それら検査手順の不備が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことを JEF が立証できれば検査結果は有効であるが、それが立証できないときは検査結果が無効となり、当該事例の違反性の追及は中止する。

(検体の所有権および分析)

第10条 JEF 競技会で採取した検体所有権は JEF にあり、その分析は公益財団法人競走馬理化学研究所（以下、競理研）で実施する。

- 2 検体は、原則としてリストに公示された物質および方法を検出する目的で分析するが、JEF が必要と認めたときは、調査研究と監視を目的に他の物質の検出分析を行うことができる。
- 3 前項に定めた目的以外に、馬管理責任者から書面にて同意を得ることなく、検体を使用することはできない。
- 4 検体は第 33 条に定める時効を待たずに廃棄することができる。

(結果の管理)

第11条 分析結果および関連する調査結果は、その事例についての裁定を経て処分が下されるまでは、機密裡に管理されなければならない。

(調査および B 検体の分析)

第12条 JEF は A 検体について違反が疑われる分析結果を受領した場合、当該事例について次の調査を行う。

- (1) 馬の治療目的使用許可（ETUE）の事前付与の有無
- (2) 検査手順における明らかな不備の有無
- 2 前項に定める事項が存在しないことが確認されたときは、JEF は馬管理責任者に書面にて、速やかに以下の通知を行う。
 - (1) 違反が疑われる分析結果
 - (2) 第 6 条 2 項に定める違反区分
 - (3) 当該馬管理責任者には、費用の自己負担により B 検体の分析を要求する権利があること。ただし、B 検体の分析結果が陰性の場合には、費用は JEF が負担する。この要求は通知を受け取った日から 10 日以内に行わなければならない。
 - (4) 当該馬管理責任者は、B 検体の分析要求権利を放棄し、違反行為を認めることができること

- (5) 当該馬管理責任者には、A 検体と B 検体の分析報告書の複写を請求する権利があること
- 3 B 検体の分析は、当該馬管理責任者の要求を受けてから、休業日を除く 10 日以内に競理研で実施する。なお、当該馬管理責任者が B 検体の分析要求権利を放棄した場合でも、JEF は B 検体の分析を実施することができる。
- 4 B 検体が陰性であったときは、当該検体に係る検査結果は陰性とみなされ、すべての調査や審理を中止する。JEF は書面にてその旨を当該馬管理責任者に通知する。
- 5 B 検体の分析要求権利が放棄された場合、または B 検体の分析により禁止・規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在が確認された場合、JEF は当該事例の審理を司法委員会に付託する。
- 6 前項に係わらず、司法委員会が必要と認めるときは、JEF は追跡調査を行うことができる。それら調査が終了した際には、JEF は速やかにその結果を馬管理責任者に書面にて通知する。

(暫定資格停止)

- 第13条 JEF は、A 検体の分析結果が、違反が疑われるものであった場合、当該馬管理責任者の JEF 競技会および JEF 主催または公認事業への参加資格を暫定的に停止する措置を講じる。会長は、第 12 条 2 項に定めた通知と同日付けで、その措置を当該馬管理責任者に対して書面にて通知する。
- 2 当該馬の B 検体の分析が行われ、A 検体の陽性結果が再確認できなかつたときは、速やかに当該馬管理責任者に科された暫定資格停止処分を解除する。

(聴聞会)

- 第14条 本規程違反が確認された事例は、審理のために司法委員会に付託される。司法委員会は、聴聞会を開催し、当該馬管理責任者に対して弁明の機会を与える。
- 2 当該馬管理責任者は、聴聞会における弁明あるいは挙証反論の権利を放棄して、司法委員会の下す処分を受け入れることができる。
 - 3 聴聞会にあたっては、馬管理責任者は、関連する証拠の提出と弁明および聴聞会への本人あるいは代理人の出席に遅滞なく協力しなければならない。
 - 4 聴聞会では、以下の原則を尊重しなければならない。
 - (1) 聴聞会における審理は中立かつ公平であること
 - (2) 馬管理責任者は費用を自己負担することにより弁護人を立てる権利を有すること
 - (3) 馬管理責任者は、疑われる規程違反とその結果として生じる裁定に対して反論する権利を有すること
 - (4) 証人を召喚して尋問する権利など、各当事者が証拠を提出する権利を有すること、および電話や書面による証言を受理するか否かは司法委員会の判断に任されること
 - (5) 聴聞会は、当事者からの適期かつ適切な陳述書または証拠の提出に基づき、適正な時期に開催されること。特に、暫定資格停止処分を科された事例については、当該馬管理責任者に不利益を与えないように注意すること

(審理と裁定)

第15条 司法委員会は、第 12 条 1 項の調査結果または聴聞会での当該馬管理責任者からの弁明および陳述内容を元に当該事例についての審理を行い、その裁定内容を取りまとめて会長に答申し、会長は当該事例についての裁定を下すものとする。

第16条 前条の裁定内容は、当該馬管理責任者に書面にて通達するとともに、JEF ウェブサイトに公示する。

(成績の失効)

第17条 JEF 競技会において本規程違反があったとき、当該競技における当該馬管理責任者と競技馬の成績は自動的に失効し、メダル、ポイントおよび飼育奨励金等はすべて没収される。

2 当該競技以外の当該競技会における当該馬管理責任者の成績は、騎乗馬に係わらず、メダル、ポイントおよび飼育奨励金等の没収を含み、すべて失効する。ただし、他の競技の成績が、本規程違反の影響を受ける可能性がある場合を除き、当該馬管理責任者が本規程違反に関するいかなる過失も不注意もないことを証明したときには、他の競技における成績は失効しない。

3 当該競技以外の当該競技会における当該競技馬の成績は、本規程違反の影響を受ける可能性がある場合、メダル、ポイントおよび飼育奨励金等の没収を含み、当該成績にともなうすべてが失効する。これは当該馬管理責任者以外の者が騎乗して獲得したものであっても適用される。

(制裁処分)

第18条 第 6 条 2 項 1 号の違反に対しては、原則として下記の資格停止処分と罰金を適用する。ただし、減免あるいは加増する相当の事由があればこの限りではない。なお、資格停止期間には暫定資格停止期間を算入する。

(1) 1 回目の違反：2 年間の資格停止。100 万円以下の罰金および 5 万円の事務手数料。

(2) 2 回目の違反（1 回目の違反通告から 8 年以内の本規程違反）：4 年の資格停止。100 万円以下の罰金および 5 万円の事務手数料。

第19条 第 6 条 2 項 2 号の違反に対しては、原則として下記の資格停止処分と罰金を適用する。ただし、減免あるいは加増する相当の事由があればこの限りではない。なお、資格停止期間には暫定資格停止期間を算入する。

(1) 1 回目の違反：1 年以下の資格停止。100 万円以下の罰金および 5 万円の事務手数料。

(2) 2 回目の違反（2 回目の違反通告から 8 年以内の本規程違反）：2 年以下の資格停止。100 万円以下の罰金および 5 万円の事務手数料。

(複数の違反行為)

第20条 第18条2号および第19条2号に基づく2回目の違反行為への処分の適用は、当該馬管理責任者が初回の違反通知を受け取った後、あるいはJEFが相応な努力を払って通知を試みた後に、当該馬管理責任者が2回目の違反を犯したことをJEFが立証できる場合に限られる。

2 JEFが前項の事実を立証できない場合、複数の違反があっても、それは初回に含まれる単一の違反であるとみなされ、それらの複数の違反行為のうち、最も重い違反事例を対象として処分を科すものとする。

第21条 同一の検査において、馬管理責任者が第6条2項1号の禁止物質または禁止方法に関する本規程違反と第6条2項2号の治療用規制物質または治療用規制方法に関する本規程違反を同時に犯したことが判明した場合、当該馬管理責任者に科される処分の裁定は、より重大な処分が科される禁止物質または禁止方法を対象として決定する。

(簡易処分手続き)

第22条 本規程違反が第6条2項2号の治療用規制物質または治療用規制方法に関するもので、かつ以下に該当する場合、当該馬管理責任者は以下に示す簡易手続きに基づくプロセスを選択することができる。

- (1) 採取した検体から検出された治療用規制物質（その代謝物を含む）が1種類を超えない
- (2) 当該馬管理責任者は、違反が疑われている事例以前の4年間において審理中または結審した事例の当事者ではないこと。

2 前項に該当するときは、JEFは、第12条2項に定めた通知と同日付で、簡易処分を選択することができる旨を当該馬管理責任者に通知する。

3 簡易手続きが適用された場合、以下に示す処分が科される。

- (1) 当該馬管理責任者および当該馬の当該競技会全体からの失格、および当該競技会で獲得したメダル、ポイントおよび飼育奨励金等の没収。
- (2) 10万円の罰金

4 簡易手続きを適用するためには、馬管理責任者は本規程違反を疑われていることを通知する文書を受け取った日から3週間以内に罰金を支払わなければならない。

5 所定の期間を過ぎても罰金が支払われなかったときには、暫定資格停止措置を講じ、司法委員会に付託する。

(未成年者)

第23条 当該馬管理責任者が未成年（検体採取日において20歳未満）の場合、科される処分は競技会からの失格と当該競技会で獲得したメダル、ポイントおよび飼育奨励金等の没収とする。

(サポートスタッフに対する処分)

第24条 本規程違反の責任は当該馬管理責任者にあるが、サポートスタッフもその責任に応じて制裁処分を科されることがある。

(資格停止期間中の対応)

第25条 資格停止処分を受けた馬管理責任者は、当該処分の期間中、FEI 公認競技会あるいは JEF 競技会または JEF の活動には、観客以外のいかなる立場でも参加することはできない。ただし、JEF が主催または公認するアンチ・ドーピングまたは治療規制に関する教育プログラムへの参加は認められる。

2 第6条2項1号の違反事例においては、当該馬管理責任者に対する JEF からの財政支援や補助金等の給付のすべて、もしくは一部を保留するものとする。

(チームに対する措置)

第26条 個人成績の合計を基にチームの順位が決まる競技会中に本規程違反を犯した場合、違反を犯した馬管理責任者の成績がチーム成績から除外され、同チームにおける次点の競技者の成績を繰り上げてチーム成績を決定する。

2 前項の結果、チームとしてのメンバー数に満たなくなった場合、当該チームは失権となる。

(失格処分にともなう繰り上げ措置)

第27条 本規程違反により馬管理責任者または競技馬が競技から失格となった場合、下位の人馬の成績は繰り上がるが、ポイントおよび飼育奨励金等の再配分は行わない。

(FEI による処分の効力)

第28条 FEI-EADCMR の違反者に対して FEI が科した処分（暫定資格停止を含む）は、本規程に定める諸手続きを経ることなく JEF 競技会および JEF の行事において自動的に適用される。

2 JEF 競技会に併せて実施する FEI 競技において違反があったとき、JEF 競技会中の JEF 各競技における処分については、第17条を適用する。

(再審理の請求)

第29条 当該事例についての処分が科された馬管理責任者は、裁定の通知から 30 日以内に、新たな証拠を付した文書を提出することにより再審理を請求することができる。

2 再審理請求の根拠が薄弱であると司法委員会が判断したときには、この請求は却下される。

3 司法委員会が再審理請求を受理し、再審理が行われている期間中も、当初の処分は引き続き効力を有するものとする。

4 再審理の結果、提出された新たな証拠が却下されたときは従前の処分が引き続き効力を有するが、新たな証拠により当該馬管理責任者の処分の取り消しあるいは

減免が必要な場合には、新たな裁定内容を会長に答申し、会長は当該事例についての裁定を下すものとする。ただし、すでに経過した資格停止期間については、補償の限りではない。

(上訴)

第30条 会長から違反行為に対する処分を通達された当該馬管理責任者は、その処分内容について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構へ仲裁の申し立てをすることができる。

(情報の記録と公開)

第31条 JEF は、本規程に係わるすべての調査、分析結果、審理および裁定結果を集積して記録、保管する。

第32条 当該馬管理責任者が、当該事例について JEF が公示する前に、本規程違反もしくはその嫌疑に係わる情報を自ら開示した場合、第 11 条の規定に係わらず、JEF は当該事例に関する意見や見解を公表することができる。

(時効)

第33条 違反の発生から 3 年以内に何らかの手続きが講じられない限り、JEF は当該事例に関して本規程違反を問うことはできず、当該馬管理責任者に対するいかなる処分を科すこともできない。

附則 この規程は、平成 23 年 7 月 29 日から施行する。なお、従来の「JEF ドーピング防止および薬物規制規程」は廃止し、競技馬のドーピング防止および治療規制に係わる規程は本規程に、競技者のドーピング防止および治療規制に係わる規程は別途「JEF 競技者ドーピング防止のための検査規程」に定める。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の表現変更にともなう「ドーピング防止」から「アンチ・ドーピング」への置き換え。一般財団法人日本スポーツ仲裁機構から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への名称変更に伴う改正。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。簡易処分手続きにおける期間設定の変更。FEI による処分の効力の適用について改正。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。JEF 本部・委員会規程等の改定に伴い、事例を審理する機関を「裁定委員会」から「司法委員会」に変更。